

海上自衛隊北吸地区

対象防衛関係施設の所在地	京都府舞鶴市	大字北吸小字北宿千五十九番地
対象防衛関係施設の区域	京都府舞鶴市	字余部下及び字北吸（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	京都府舞鶴市	字余部下、字北吸及び字浜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一 北緯三十五度二十八分五十二秒、東経百三十五度二十二分三十八秒の点 二 北緯三十五度二十八分五十四秒、東経百三十五度二十三分二秒の点 三 北緯三十五度二十八分四十八秒、東経百三十五度二十三分十四秒の点
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

海上自衛隊北吸地区周辺地域

(京都府舞鶴市大字北吸小字北宿1059番地)



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域



留意事項

「海上自衛隊北吸地区」及び「海上自衛隊舞鶴造修補給所浜地区」は隣接しているため、小型無人機等の飛行を行う場合の手続に当たっては、両方の対象防衛関係施設の区域等を確認して下さい。

下の図面に示す「海上自衛隊北吸地区」及び「海上自衛隊舞鶴造修補給所浜地区」に係る対象施設周辺地域の重複部分については、両方の対象防衛関係施設について通報等の手続が必要となります。細部については、対象施設の管理者にお問い合わせください。

